

令和 7 年第 1 回羅臼町議会定例会（第 3 号）

令和 7 年 3 月 13 日（木曜日）午前 10 時開会

○議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 6 号 | 令和 6 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算 |
| 日程第 2 | 議案第 7 号 | 令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算 |
| 日程第 3 | 議案第 8 号 | 令和 6 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算 |
| 日程第 4 | 議案第 9 号 | 令和 6 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 |
| 日程第 5 | 議案第 10 号 | 令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 |
| 日程第 6 | 議案第 17 号 | 羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 7 | 議案第 18 号 | 羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について |
| 日程第 8 | 議案第 19 号 | 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 9 | 議案第 20 号 | 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 10 | 議案第 21 号 | 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 11 | 議案第 23 号 | 羅臼町再生可能エネルギー推進条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 24 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 13 | | 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
(議案第 11 号から議案第 16 号、議案第 22 号及び、議案第 25 号、8 件一括) |
| 日程第 14 | 発議第 1 号 | 羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 15 | | 各委員会閉会中の所管事務調査の件 |

○出席議員（9 名）

議長 10番 佐藤 晶 君
2番 浜 岸 昭 仁 君
4番 山 下 竜 哉 君
6番 田 中 良 君
8番 松 原 臣 君

1番 米 井 宏 喜 君
3番 小 川 雅 勝 君
5番 加 藤 勉 君
7番 高 島 讓 二 君

○欠席議員（1名）

副議長 9番 小 野 哲 也 君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	川 端 達 也 君
教 育 長	石 崎 佳 典 君	監 査 委 員	松 田 眞 佐 都 君
企画財政課長	鹿 又 明 仁 君	企画財政課参事	三 宅 悠 介 君
総 務 課 長	飯 島 東 君	町民環境課長	野 田 泰 寿 君
税務担当課長	鹿 又 芳 弘 君	保健福祉課長	本 見 泰 敬 君
保健・国保担当課長	洲 崎 久 代 君	子育て支援センター所長	長 内 美 奈 子 君
産業創生課長	湊 慶 介 君	まちづくり担当課長	伊 藤 芳 征 君
建設水道課長	佐 野 健 二 君	学 務 課 長	八 幡 雅 人 君
社会教育課長	長 岡 紀 文 君	会 計 管 理 者	大 沼 良 司 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 平 田 充 君 議会事務局次長 堺 勝 敏 君

午前 10 時 00 分 開会

◎開議宣告

○議長（佐藤 晶君） ただいまの出席議員は 9 人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 議案第 6 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 議案第 6 号令和 6 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 議案第 7 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 2 議案第 7 号令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第8号 令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別
会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 議案第8号令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別
会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第9号 令和6年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 議案第9号令和6年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事

業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第10号 令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所
事業特別会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第5 議案第10号令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第17号 羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例
の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第17号羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第18号 羅臼町行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用及び特定個人情報の提
供に関する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第18号羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１８号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第１８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第１８号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第１９号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（佐藤 晶君） 日程第８ 議案第１９号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１９号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第１９号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第１９号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第２０号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第９ 議案第２０号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 20 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 21 号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 10 議案第 21 号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 21 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 23 号 羅臼町再生可能エネルギー推進条例の
制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 1 議案第 2 3 号羅臼町再生可能エネルギー推進条例の制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 3 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 2 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第 2 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 2 4 号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 2 議案第 2 4 号工事請負契約の締結について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 4 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 2 4 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第 2 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 3 予算審査特別委員会に付託していました議案第 1 1 号令和 7 年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第 2 5 号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの 8 件について、審査の結果報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、小川雅勝。

○予算審査特別委員会委員長（小川雅勝君） 予算審査特別委員会委員長報告。

予算審査特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第 1 1 号令和 7 年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第 1 6 号令和 7 年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算、関連議案である議案第 2 2 号羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第 2 5 号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの 8 件の審査結果につきまして、会議規則第 5 7 条の規定により、お手元に配付のとおり、委員会審査結果報告書を議長に提出しております。

審査結果について報告いたします。

本委員会は、3 月 6 日の本議会において、議員全員による予算審査特別委員会として設置され、令和 7 年度一般会計予算の外 7 件について、3 月 1 0 日から 1 2 日の 3 日間にわたり、慎重かつ熱心に審査が行われました。

その結果、令和 7 年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び特別会計予算、企業会計予算並びに関連する議案につきまして、出席委員全員の一致により、原案のとおり可決、決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

令和 7 年 3 月 1 3 日。予算審査特別委員会委員長、小川雅勝。

○議長（佐藤 晶君） 委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 1 号から議案第 2 5 号までの 8 件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 11 号から議案第 25 号までの 8 件は、委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第 11 号から議案第 25 号までの 8 件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 14 発議第 1 号 羅臼町議会の個人情報の保護に関する
条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 14 発議第 1 号羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○6 番（田中 良君） 発議第 1 号羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 19 号）の一部を改正する条例を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 13 日提出。羅臼町議会議長佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。賛成者、羅臼町議会議員、山下竜哉、同じく加藤勉、同じく米井宏喜。

羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「以下「情報公開条例という。」を削り、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表中「法第 2 条第 9 項」を「法第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 項ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第50条中「（令和4年条例第14号）」を削る。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則。

（施行期日等）

1、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（改正の理由）

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条中第9項」に改める規定及び第12条第5項の表中「法第2条第9項」を「法第2条第10項」に改める規定については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）に対応するもの（令和7年4月1日施行）。

また、第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める規定については、「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）により懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑を創設することとなったことに伴い本条例の一部を改正するもの（令和7年6月1日施行）。

本条例におけるその他の改正規定については、条文内容において所要の整備を行うもの。

なお、附属資料といたしまして、新旧対照表をおつけしておりますので後ほどお目通しください。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 1 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第 14 発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（佐藤 晶君） 日程第 15 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第 71 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は承認することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

令和 7 年第 1 回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

長時間、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

午前 10 時 21 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員